

ワンポイント会計基準

vol.341 改正企業会計基準第 27 号「法人税等に関する会計基準」 等の公表について

2026 年 7 月 7 日に企業会計基準委員会より改正企業会計基準第 27 号「法人税等に関する会計基準」等（以下、「本改正基準」という。）が公表されました。今回はこの改正基準の概要をご紹介します。

1. 概要

本改正基準の前は、課税対象利益を基礎とする税金に該当するものとそうでないものを一括して会計処理を定めていました。これに対し、本改正基準では、まず課税対象利益を基礎とする税金について定めを置き、課税対象利益を基礎とする税金に該当しない住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）については、別途定めを置いています。今回は、主な改正内容である後者の会計処理等をご紹介します。

（1）課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの会計処理等（住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の会計処理及び表示等）

（A）会計処理

本改正基準では、本改正基準の前の考え方を踏襲し、当事業年度の住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）については、法令を適用して算定した額を損益に計上するとされました。

（B）表示

（a）住民税（均等割）

本改正基準の前は、住民税（均等割）について、損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示する取扱いとされていました。これに対し、本改正基準では、損益計

算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示するとされました。

また、貸借対照表においては、納付されていない税額は、更正等による追徴税額のうち納付されていない税額を含め、「未払法人税等」以外のその内容に応じた適切な科目をもって表示し、還付税額のうち受領されていない税額は更正等による還付税額のうち受領されていない税額を含め、「未収還付法人税等」以外のその内容に応じた適切な科目をもって表示するとされました。ただし、納付されていない税額又は還付税額のうち受領されていない税額の重要性が乏しい場合、「未払法人税等」又は「未収還付法人税等」にそれぞれ含めて表示することができるとされました。

(b) 事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）

本改正基準の前は、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）については、原則として損益計算書の販売費及び一般管理費として表示するとされてきました。これに対し、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の適切な表示は、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示するものに限りた考えられることから、本改正基準では、損益に計上する当事業年度の事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）は、「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示するとされました。

また、貸借対照表においては、納付されていない税額は、更正等による追徴税額のうち納付されていない税額を含め、「未払法人税等」以外のその内容に応じた適切な科目をもって表示し、還付税額のうち受領されていない税額は、更正等による還付税額のうち受領されていない税額を含め、「未収還付法人税等」以外のその内容に応じた適切な科目をもって表示するとされました。ただし、納付されていない税額又は還付税額のうち受領されていない税額の重要性が乏しい場合、「未払法人税等」又は「未収還付法人税等」にそれぞれ含めて表示することができるとされました。

(C) キャッシュ・フロー計算書における住民税（均等割）の取扱い

本改正基準において住民税（均等割）の損益計算書における表示に関して事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）と整合的に取り扱うとされたため、キャッ

シュ・フロー計算書においても、住民税（均等割）は「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含まれるキャッシュ・フローではあるものの、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）と同様に「法人税等の支払額」に含めてはならないとされました。あわせて、キャッシュ・フロー作成基準一部改正において、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（1998 年 3 月 企業会計審議会）の定めを改正し、法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金を「法人税等」とするとされました。

（2）その他

「受取利息及び受取配当金」及び「外国法人税」について、税額控除を選択する場合、損益計算書の「法人税等」に含めて表示し、税額控除を選択しない場合、損益計算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示するとされました。

（3）適用時期及び経過措置

（A）適用時期

原則として、2028 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用します。ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができます。

（B）経過措置

本改正基準等の適用初年度において、本会計基準等を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができるとされました。また、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 14 項の定めにかかわらず、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないとされました。